

平成 27 年度 静岡県 事業計画

都道府県コード

2200001

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等) (単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	1,113	1,113
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	-	5,289	5,289
4.消費生活相談体制整備事業	-	26,428	26,428
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	3,600		3,600
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	46,544	54,770	101,314
うち、先駆的事业	5,110	5,000	10,110
7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	-	-	-
合計	50,144	87,600	137,744

2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額 (単位:千円)

消費者行政予算総額	405,472	
都道府県予算	140,974	
管内市町村予算総額	264,498	
支出等額	137,744	
支出等割合	34%	25%
支出等額(先駆的事业(交付金)を除く。)	127,634	↑ 常勤化、定員増反映後
支出等割合(先駆的事业(交付金)を除く。)	32%	24%

↑ 常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加
自治体参加型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③参加自治体 ()
法人募集型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③実地研修受入自治体 ()

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

別表1

都道府県実施事業分

1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費			対象経費
			27年度 本予算	26年度 補正予算	基金	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ						
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ						
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)						
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)						
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)						
⑨消費生活相談体制整備事業						
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	県相談員による市町相談業務巡回指導【交付金】、消費生活センター設立促進【基金・交付金】、市町相談支援備品購入【交付金】、市町連携支援【交付金】、高度専門消費生活相談研修会開催【基金】、市町支援研修参加等【基金・交付金】	3,600	514	710	2,376	市町巡回指導(旅費)、消費生活センター設立促進(賀茂地域ほか)(旅費、需用費、備品購入費)、市町相談支援(備品購入費)、市町連携支援(旅費)、高度専門消費生活相談研修会開催(報償費、旅費、食糧費、教材費、使用料)、市町支援研修参加支援(旅費、負担金)
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	消費者教育講師養成講座開催【交付金】、消費者教育理念普及【交付金、以下同じ】、消費者教育推進地域協議会設置(県域、地域)、消費者教育担い手養成講座開催(県民対象)、出前講座用消費者教育資料購入・教材作成、消費者教育推進事業(学校向け教材の普及、消費者教育ポータルサイト拡充)、高齢者・子ども・若者・外国人・障がい者等への情報提供、商品テストに関する県民への情報提供、消費情報提供メール配信、高齢者消費者被害防止啓発事業×4事業(啓発ルート開拓、DVD作成等)、消費者教育推進のための研修への参加支援	37,057	30,396	6,661		消費者教育講師養成講座開催(先駆的事业の中で実施)、消費者教育理念普及(需用費、旅等)、地域協議会設置費(旅費、食糧費、使用料等)、担い手養成講座開催費(報償費、旅費、需用費、食糧費、役務費、使用料等)、出前講座用消費者教育資料購入・作成(需用費、役務費等)、消費者教育推進事業(委託費、旅費等)、高齢者・子ども・若者・外国人・障がい者等への情報提供(需用費、役務費等)、商品テストに関する県民への情報提供(需用費、役務費等)、消費情報提供メール配信(委託料)、消費者被害防止啓発事業(委託料、旅費等)、消費者教育推進のための研修参加支援(旅費、負担金等)
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)						
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	食品表示責任者の養成、食品表示ホームページの拡充、法執行強化のための研修参加支援【交付金】	4,377		4,377		食品表示関係(委託料、役務費)、研修参加(旅費)
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)	非常事態における消費生活に関する知識・理解促進のための事業【交付金】	5,110	5,110			報償費、旅費、食糧費、会場使用料
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)						
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		50,144	36,020	11,748	2,376	

2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存)	
	(強化)	
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存)	①市町相談員への巡回指導は国セン事業で対応、②なし、③国セン貸与、④⑤なし、⑥基礎的研修への参加(職員・相談員)
	(強化)	①県相談員が市町相談員への巡回指導を実施(9市町)、②消費生活センター設立促進(賀茂地域、それ以外)、③市町相談支援のためのPIO-NET(LGWAN)導入、④行政経営研究会による市町連携支援、⑤弁護士・司法書士等による研修会(事例検討会含む)を開催(18回)、⑥市町支援のための国セン等研修への参加を支援(職員・相談員)
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(既存)	①～③なし ④くらしのサポーター養成講座により地域における消費者グループの活動を推進 ⑤～⑦なし ⑧商品テストに関する情報提供(2千部×3回) ⑨なし ⑩被害防止月間(12月)街頭キャンペーンを実施し、ノベルティグッズ(ティッシュ)作成・配布 ⑪なし
	(強化)	①消費者教育講師養成講座開催(1回)、②消費者教育の手引書等の普及、③消費者教育推進地域協議会設置(県域、地域×3)、④消費者教育担い手養成講座開催(教員向け3回、一般向け13回)、⑤出前講座用消費者教育資料購入・作成、⑥消費者教育推進事業(学校向け教材の普及・消費者教育ポータルサイト拡充等)、⑦高齢者・こども・若者・外国人への情報提供(計31,000部)、⑧商品テストに関する県民への情報提供(6千部×3種)、⑨消費情報提供メール配信(月2回)、⑩高齢者消費者被害防止啓発事業(見守り参加募者集型事業、出前講座・戸別訪問事業×2、啓発DVD作成事業)、⑪消費者教育推進のための研修参加支援
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	(既存)	
	(強化)	
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存)	①②なし、③既存研修への参加
	(強化)	①食品表示ホームページの拡充、②食品表示責任者養成講習会の実施(2,000人養成)等、③特定商取引法執行強化のための新規対象職員の参加
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)	(既存)	なし
	(強化)	地域における防災教育・減災教育の推進や非常時に必要な情報の整理を行うため、非常時における合理的行動のための消費者教育について検討
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	(既存)	
	(強化)	
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存)	
	(強化)	

3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(都道府県分。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数人	実地研修受入人数人
	年間研修総日数人日	年間実地研修受入総日人日

4. 消費生活相談体制整備事業(都道府県分。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
人	千円

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
人	千円

6. 地方消費者行政推進事業実施要領別添2第2及び地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	無

別表2

管内市町村実施事業分

1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位: 千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			27年度 本予算	26年度 補正予算	基金	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	伊東市、沼津市、御殿場市、函南町、小山町、富士市、静岡市、島田市、御前崎市、森町、浜松市	452		438		PIO-NET刷新対応(LGWAN)、書籍等備品購入、窓口周知
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	御殿場市、静岡市、藤枝市、磐田市、掛川市、袋井市、浜松市、湖西市	675		675		弁護士、司法書士等専門アドバイザー委嘱
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)						
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	下田市、東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山町、富士市、富士宮市、静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町、浜松市、湖西市	5,889			5,289	県・国セン等主催研修参加旅費、負担金等
⑧消費生活相談体制整備事業	伊東市、沼津市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山町、富士市、富士宮市、静岡市、藤枝市、牧之原市、磐田市、掛川市、菊川市、浜松市、湖西市	37,204		26,428		非常勤相談員の増員、勤務日数・時間の拡大、報酬単価引上げ、消費者教育推進員の設置
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、清水町、小山町、富士市、富士宮市、静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町、磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町、浜松市、湖西市	48,339	35,611	11,979		啓発冊子等配布、啓発講座開催、啓発事業資機材購入、啓発グッズ作成・購入、ラジオ番組を活用した啓発、消費者教育推進計画策定、消費者教育担い手養成講座、消費者教育等啓発教材、出前講座、交通・雑誌広告等
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	袋井市、菊川市、浜松市	2,140		2,140		見守りネット事業の充実、地域劇団と連携した啓発講座、団体補助金(消費者教育推進セミナー)等
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	富士市	40		40		JAS法権限委譲に伴う研修会参加旅費
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)	浜松市	5,000	5,000			消費者教育教材開発委託費
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)						
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		99,739	40,611	41,700	5,289	

別表3

交付金等の管理等

1. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	130,079	千円
うち都道府県分	47,768	千円
うち管内の市町村合計	82,311	千円

2. 今年度の基金取崩し予定額

交付金相当分	7,665	千円
うち都道府県分	2,376	千円
うち管内の市町村合計	5,289	千円

3. 消費者行政予算について(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度
①都道府県の消費者行政予算	96,016 千円	147,885 千円	140,974 千円	44,958 千円	-6,911 千円
うち交付金等対象経費	/ 千円	56,000 千円	50,144 千円	/ 千円	-5,856 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/ 千円	千円	千円	/ 千円	- 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/ 千円	千円	千円	/ 千円	- 千円
うち先駆的事業	/ 千円	千円	5,110 千円	/ 千円	5,110 千円
うち交付金等対象外経費	96,016 千円	91,885 千円	90,830 千円	-5,186 千円	-1,055 千円
②管内の市町村の消費者行政予算総額	142,393 千円	246,036 千円	264,498 千円	122,105 千円	18,462 千円
うち交付金等対象経費	/ 千円	71,919 千円	87,600 千円	/ 千円	15,681 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/ 千円	15,499 千円	26,428 千円	/ 千円	10,929 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/ 千円	千円	千円	/ 千円	- 千円
うち先駆的事業	/ 千円	千円	5,000 千円	/ 千円	5,000 千円
うち交付金等対象外経費	142,393 千円	174,117 千円	176,898 千円	34,505 千円	2,781 千円
③都道府県全体の消費者行政予算総額	238,409 千円	393,921 千円	405,472 千円	167,063 千円	11,551 千円
うち交付金等対象経費	/ 千円	127,919 千円	137,744 千円	/ 千円	9,825 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/ 千円	15,499 千円	26,428 千円	/ 千円	10,929 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/ 千円	- 千円	- 千円	/ 千円	- 千円
うち先駆的事業	/ 千円	- 千円	10,110 千円	/ 千円	10,110 千円
うち交付金等対象外経費	238,409 千円	266,002 千円	267,728 千円	29,319 千円	1,726 千円

4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	31 人	
うち都道府県	20 人	
うち管内市町村	11 人	
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)(想定)	20 人	
うち都道府県	12 人	
うち管内市町村	8 人	
③定数内の消費者行政担当者の人件費(想定)	139,000 千円	
うち都道府県	83,400 千円	
うち管内市町村	55,600 千円	
④③を含めた交付金等対象外経費	406,728 千円	
うち都道府県	174,230 千円	
うち管内市町村	232,498 千円	↓先駆的事業(交付金分)を除く支出割合
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合	25 %	24 %
うち都道府県	22 %	21 %
うち管内市町村	27 %	26 %

5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	600,000 千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	25,017 千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	7,665 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	45 千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	17,397 千円
設置当初の基金残高(積み増し相当分)	千円
前年度末の基金残高(積み増し相当分)	千円
今年度の基金上積額(積み増し相当分)	千円
今年度の基金取崩し予定額(積み増し相当分)	千円
今年度の基金運用収入予定(積み増し相当分)	千円
今年度末の予定基金残高(積み増し相当分)	- 千円

6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	16 人	今年度末予定	相談員総数	16 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	16 人	今年度末予定	相談員数	16 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人

7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組		具体的内容
①報酬の向上		
②研修参加支援	○	研修参加のための旅費を支援(市町業務支援、消費者教育のため)
③就労環境の向上		
④その他	○	専門アドバイザー設置による相談対応力の向上(市町業務支援のため)

自治体名	静岡県
------	-----

○実施要領及び運営要領別添1メニュー6「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」

事業の名称	事業区分	事業概要	支出予定額(千円)	関連事業の有無	備考
消費者教育推進事業	①	消費者教育推進事業(学校における消費者教育の推進)	7,500	無	
消費者被害防止啓発事業	①	高齢者消費者被害防止啓発事業(新たな啓発ルートの開拓)	7,000	無	
		計	14,500		

※メニュー6において実施する500万円以上の事業についてご記入ください。